

入所基準に係るこれまでの答申の概要

資料 1

基本指数		平成16年10月7日答申	平成18年10月25日答申	平成20年11月6日答申	該当するアンケートの回答
検討課題					
A	自営と外勤の取り扱い	現行では外勤は自営よりも高い指数になっているが、自営でも様々な形態があり、外勤よりも子どもを見られる状況にあるとは一概には言えない。また、現行の規定にある自営の中心者か協力者か、どの業種であれば危険か非危険かは判別が困難であるため、外勤でも自営でも同じように「就労」としてみる。			・居宅外就労と居宅内就労の差をつける ・自営でも子どもの世話はできない ・在宅ワークですが多様な働き方を認めてほしい
B	残業時間の考慮	残業時間を含む実態の勤務時間は日々変わるものであり、勤務証明書に記載された時間が常態であるかどうかの確認が困難である。また、勤務先によっては実態の勤務時間が就業規則・契約で定められた時間と異なっている場合もあるため、残業時間は考慮せず就業規則・契約で定められた時間で算定する。			
C	出産の取り扱い	現に就労している者を優先させるため、現行の点数より低くするとともに、入所後出産要件が終了した時点で必ず退所するようにし、引き続き保育を希望する場合は再申請により新たに選考する。			
D	疾病・傷病の取り扱い	一般療養(その他)については、入所という形態よりはむしろ一時保育、ファミリーサポートセンターなどのサービス利用対象になると思われるので削除する。			
E	障害者の取り扱い	障害については、保持している手帳の種類及び級(度数)によって指数を分けることにする。			
F	病院等付添いの取り扱い	実態把握が難しい病院の付添い時間を、細分化し点数化することは、正確さに欠けるので病院付添いは細かな区分をせずに指数を付ける			
G	在宅看護の取り扱い	被介護者と生活を共にしている在宅看護は、介護する時間ではなく被介護者の状態により区分する。区分の方法は、心身障害者と同様に保持している手帳及び級(度数)による。			
H	不存在の取り扱い	現行では死別等の不存在と、離婚等の特例での不存在とに類型を分けているが、どちらも同一の不存在の扱いとする。			
I	就労内定者の取り扱い	就労内定の証明書を提出された場合、就労と同じ基本指数を適用する。ただし、入所後勤務状況を確認し、勤務実態がない場合は、一定の期間をもって退所の手続きを行うこととする。	就労内定者の内定内容(就労先、就労日数、就労時間)と実際の勤務内容が異なる場合が多く、また現に就労している人の方が内定者より保育の必要性が高いことから差を設ける。設けるにあたっては調整指数によりマイナス5点とする。		・就労内定と、産休育休明けを同じ加点にし、入園後就労を確認すればいい。
J	夜間勤務者の取り扱い	夜間勤務の場合も日中の居宅外就労と同様に扱い、就労時間・日数から基本指数を決める。			
K	就学の取り扱い		多様な形態の学校を3区分する明確な根拠がないので、技術専門校と、それ以外の2区分にする。		

## 調整指数

	検討課題	平成16年10月7日答申	平成18年10月25日答申	平成20年11月6日答申	該当するアンケートの回答
1	同居親族の取り扱い	単親世帯の調整指数は、同居親族の有無のみで指数に差を設ける。就労・未就労については、基本指数ですでに差が出るので、改めて差は設けない。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てを手伝える人が近くに居る時は減点する</li> <li>・親族が近くに居ても手伝わない時は加点する</li> <li>・親族が遠方の場合、さらに上回る加点をしてほしい(2名)</li> <li>・祖母が遠方の場合、近所にいる場合は減点してほしい</li> <li>・子育てを手伝える人が近くに居る時は減点ではなく、近くに親族がいないことを証明した人が加点の方がいい(2名)</li> <li>・親族が近くに居ても手伝わない時は、加点ではなく減点しないようにしてほしい</li> <li>・子育てを手伝わないことをどうやって証明するのか</li> <li>・子育てを手伝える人については関係性を計ることはできないと思うので、項目に入れる必要はない</li> <li>・親族が近くに居ても手伝わない時に加点するならば、客観的な基準を設けてほしい</li> </ul>
2	単身赴任の取り扱い	父母どちらかが単身赴任の場合、家庭の状況としては単親となるが、深夜に及ぶ勤務を常態としている家庭や別居中の家庭との均衡を考慮し、単身赴任の場合でも、特に調整指数は設けない。			
3	父母ともに求職者の場合の取り扱い	父母ともに求職の場合は、世帯の状況として経済的に緊急に保育が必要であることもあるが、交代で就職活動をすることも可能であり、保育に欠ける状況は少ないと考え、調整指数はつけいない。			
4	産休明け・育休明けの取り扱い	有償で託児している場合に調整指数をつけていることとの均衡を図るため、産休明け、育休明けでの入所申請者にも調整指数をつける。			
5	就労実績の考慮	就労実績は申し合わせ事項として同一点数になった場合に指数をつけていたが、今後は、就労実績に応じ調整指数をつける。	転職が一般化しつつある現代社会のなかにおいて、就労実績が長いことにより保育の必要性が高いという指数配分は、市民に理解を得られない。また、内定者と現に就労している人とは差を設けることとしたので、就労実績の項目は削除する。	現行の基本指数の中で、就労の場合の指数は、勤務証明書に記載された勤務日数・勤務時間で算出している。この勤務日数・勤務時間は、雇用契約等に基づいて記載されているが、就労実態と異なるケースが見受けられるので、就労実態を把握し一定程度乖離がある場合はマイナス2点の指数を付加する。	・勤務状況で減点されるのは納得いかない。子どもの病気等で仕事を休むことはよくある。
6	夜間勤務者の取り扱い	就労時間のすべてが保育園の開所時間外であることを常態としている場合も日中に勤務する者と同様に勤務時間数に応じ選考し、マイナスの調整指数はつけない。			
7	保護者に障害がある場合の考慮	保護者に障害があり、なおかつ就労している場合には、調整指数をつける。父母ともに障害がある場合は双方に調整指数をつける。			
8	兄弟姉妹で別々の保育園に入所している場合の配慮	兄弟姉妹で別々の保育園に入所している状況は保護者の負担が大きいと判断するが、この転園を優先させることは、他の申請者が希望園に入所にくい状況になるということである。他の申請者との公平性の観点から調整指数はつけない。	現行の入所選考基準は、指数配分上新規申込を優先する仕組みになっているので、兄弟を同一園にするための転園申込に対しては、プラス5点加算することにより新規申込との均衡化を図る。なお、多子家庭の取り扱いについては、今後市の子育て支援計画の中で検討する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・きょうだい加点を入れてほしい</li> <li>・きょうだい加点をすると一人っ子の点数が低くなり不利だ</li> <li>・きょうだいを作りたくても認可に入らず認証にはいつているので、働いても働いても余裕が持てずにいる。なので、一人っ子の点数が低いのは納得できない</li> <li>・すでに上の子が保育園に入所しているのに、下の子が入れないことにより退職となるのはどうかと思うので、加点してほしい</li> <li>・上の子が未就学児でなくなり加点が減るのはおかしい。学童に預けたり保育を必要としていることに変わりはないと思う</li> <li>・誰でも初めの子は一人っ子。一人目は不利、二人目以降は配慮される、で平等だと思う。二人目が多少は入りやすければ、「二人目を生もう」という気も起こるかも</li> </ul>

9	親族が経営する会社に勤務している者の取り扱い	今回の入所基準では、外勤者も自営業者も基本指数では同様に扱う。ただし、配偶者や親族(祖父母等)が自営業を営み、そこに勤務している者が、配偶者控除対象者になっている場合は、第三者が経営する会社等と比べると勤務時間中の拘束度が緩いと考えるのでマイナスの調整指数をつける。			
10	通勤時間の取り扱い	残業時間と同様に、通勤時間についても不正確な部分が多いので調整指数からなくす。		平成16年度の改定において、極めて個別的な事由であり又不明確な部分が多いので削除した。今回、公共の交通機関を利用した時間で客観的に見るとしても、この問題については、前回削除することになってからまだ3年しか経過しておらず、再度指数に反映させることについては慎重にするべきである。仮にそのような声が多いのであれば来年度までに件数や事例を集めて新しく設定する指数に対する根拠を収集し、再度審議することが望ましい。以上の事から、今回の審議では見直しは行なわない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅外就労の場合、通勤時間を考慮する</li> <li>・保育園までの通園時間を考慮してほしい(2名)</li> <li>・通勤時間を考慮するのは虚偽の申請を防ぐ仕組みがないと無理</li> <li>・保育園までの通園時間を考慮すれば、自然ときょうだい同じになる</li> </ul>
11	出産の取り扱い	出産に際して介護が受けられる状態か否かの実態が十分つかめないため削除する。			
12	非課税世帯の取り扱い	非課税世帯は収入が低くてなる世帯もあれば、譲渡益等のマイナスがあったために前年度非課税となる世帯もある。最終的に入所指数が同一となった場合には、住民税額の少ない世帯を優先しているので、調整指数からなくす。			<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税を多く払っている人を優先してほしい。その分、多く保育料も支払っている。</li> </ul>
13	生活保護世帯の取り扱い	ひとり親家庭や保護者の疾病等の家庭の状況は、別に加算点がつく。さらに生活保護世帯に加算点をつけ優先させることは、実際に共働きで就労している家庭等が入所しにくくなるが、生活保護世帯の場合は自立支援・就労支援の観点から調整指数を残す。			
14	個人に有償で託児している場合の取り扱い		有償を確認することが困難であり、また託児施設と個人託児の線引きに曖昧さがあるので指数はつけない。		
15	保育料滞納者の取り扱い		滞納分の徴収方法並びに対策については、保育課で滞納理由の分析等を含め別途検討することとし、今回は現行のまま2区分とする。		
16	多子世帯への配慮			入所申込児童の世帯に3人以上就学前の児童がいる場合、子育て家庭への配慮という視点から1点加点する。	

その他

	検討課題	平成16年10月7日答申	平成18年10月25日答申	平成20年11月6日答申	該当するアンケートの回答
ア	通信教育の取り扱い	通信教育は、通学等を要せず主に自宅で学習するものなので、日中保育にあたれない状況は少ないとみなし、入所選考基準には考慮しない。			
イ	滞納者の取り扱い	入園申請や転園申請の場合、保育料の滞納がある場合にはマイナスの調整指数をつける。			